

行政改革大綱の実施状況

「あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち 本庄～世のため、後のため～」の実現に向け、本庄市は行政改革を推進しています

市では、健全で効率的な行財政運営を推進するため、平成25年度から平成29年度を計画期間とする行政改革大綱を策定し推進しています。

大綱では、「行政サービスの質の維持・向上」「行政サービスの提供方法の見直し」「健全な財政運営」の3つの基本方針を掲げて行政改革に取り組んでいます。

行政改革大綱実施計画に基づき昨年度の実績を取りまとめた「平成27年度本庄市行政改革大綱実施計画取組報告書」について報告します。

★企画課 ☎1157

行政サービスの質の維持・向上

健全 健全な財政を維持しながら、社会の変化に対応した行政サービスを提供していくために、現在市が実施している行政サービスについて、量の視点だけでなく、質の維持・向上に向けた視点から見直しを行います。

広報手段と内容の充実

市では、毎月「広報ほんじょう」を、「広報ほんじょうおしらせ版」を発行しています。また、スマートフォン向けアプリ「i広報紙」による広報紙配信サービスでは、いつでもどこでも「広報ほんじょう」を閲覧できます。更に、平成27年11月からはフェイスブックによる情報提供を開始し、広報手段の充実を図りました。



フェイスブックページ「てっ!ほんじょう」の開設により、地域の旬な話題を迅速に提供することが可能となった

※9月中旬より、サービス名が「マチイロ」に変わります。

行政サービスの提供方法の見直し

多 様化する市民のニーズに柔軟に対応したサービスを実施していくために、民間のノウハウの活用や、公共施設の活用方法の見直しなどを含めた行政サービスの提供方法の見直しを行います。

人事評価の実施

能力及び実績に基づく人事管理を徹底するために、平成25年度まで実施していた勤務評定制度を見直し、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価する「能力評価」と、個人の目標に対して達成した業績を評価する「業績評価」を行う人事評価制度を本格実施しました。本制度の運用開始により、目標の設定や進捗状況の確認、所属長との面談を通じて職員の意識や行動の変革を促すとともに、管理職の組織マネジメント能力の向上が図れました。

指定管理者制度の推進

指定管理者制度とは、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設設置の目的を効果的に達成するための制度です。

これまでも指定管理者が管理・運営している「本庄市北地域・中央地域・南地域の都市公園及び体育施設」について、平成28年度以降も指定管理者制度による管理等を継続するため、平成27年度、指定管理者の募集を行い、「本庄市公の施設指定管理者選定委員会」を4回開催して選定を行いました。



健全な財政運営

事 務事業の重点化、スワップ・アンド・ビルドの徹底、国県支出金の有効活用などにより、財政の健全化に向けた取り組みを進め、市政の継続的発展を支える財政基盤を確立していきます。

特別会計の収支均衡化

公共下水道事業において、資産状況の確かな把握及び経営状況の分析を行い、事業の経営基盤の強化に向けた、計画性・透明性の向上を図るため、平成27年4月1日から地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、企業会計方式を導入しました。

市税の納付方法の多様化の推進



市税の納付方法については、口座振替の他にもコンビニエンスストアからの納税など、納付方法を多様化することで利用者の利便性向上を図っています。平成28年1月からは、ペイジー口座振替受付サービスを開始し、27件の新規登録を受け付けました。さらなる納付方法を検討するため、研修会への参加やサービス提供者からの聴取などを通じて情報収集に努めています。

公共施設の適正配置

平成26年3月に作成した「公共施設マネジメント白書」を基礎資料として、公共施設の更新や維持管理・運営のあり方等を検討し、「財政負担の縮減」・「施設の安全性確保」・「施設サービスの効率化と質の向上」に向け、公共施設に関して市の基本的な考え方や全体目標、取り組み等について定めた「公共施設再配置計画」を平成26年度に策定しました。この計画の先導的な役割を果たすものとして、平成27年6月から市民活動交流センターであるはにぼんプラザ、また、児玉総合支所、児玉児童センター、児玉公民館、塙保己一記念館を併設するアスピアこだまが供用を開始しました（塙保己一記念館は7月にオープン）。



はにぼんプラザ



アスピアこだま

公立保育所の民営化

民間の能力や専門知識、ノウハウの活用により、効果的な事務事業を行うため、公立保育所の民営化を推進しています。

藤田保育所は、平成27年4月に民間事業者への移管をしました。

金屋保育所については、平成27年度末で休所とする方向でしたが、児玉地域で不足する保育の受け皿の確保が平成29年度からとなったため、休所を1年延期しました。



藤田保育所（現在は藤田保育園）



金屋保育所

今後の行政改革の推進

○実施体制

行政改革は、市長を本部長とする庁内組織「行政改革推進本部」を中心に、全職員が積極的に計画を推進しています。

また、4月から9月までの上半期分の「進捗状況表」及び1年間の取り組みをまとめた「取組報告書」を、市長の諮問に応じ調査審議を行う「行政改革審議会」に報告し、助言を得て行政改革を推進していきます。

○進行管理

推進にあたっては、計画策定（Plan）⇨実施（Do）⇨検証・評価（Check）⇨見直し（Action）をサイクル



○成果の公表

行政改革の取り組みの成果については、速やかに「広報ほんじょう」や「市ホームページ」により、わかりやすい形で公表します。なお、上半期分の進捗状況表については「市ホームページ」、1年間の取り組みをまとめた取組報告書については「広報ほんじょう」及び「市ホームページ」で公表します。

今回は、主立ったものを抜粋して掲載していますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。